



栃木県公報

平成26年
9月12日(金)
第2613号

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定…………… 767
- 道路の区域の変更…………… 767
- 道路の供用開始…………… 768

公 告

- 平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… 768
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催…………… 769
- 開発行為の工事完了…………… 770

宇都宮市街地開発組合

- 第220回宇都宮市街地開発組合議会定例会の招集…………… 770

正 誤

- 第2581号中…………… 771

告 示

栃木県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年 9月12日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
みずしろ調剤薬局	栃木市大平町西水代1834-1	有限会社ダイトク 代表取締役 橋本 爲二	平成26年 7月22日	精神通院医療
フクシ小金井薬局	下野市小金井1-14-14	株式会社フクシメディカル 代表取締役 吉田 徹	平成26年 9月1日	精神通院医療
フクシ中央薬局	小山市中央町2-1-22	株式会社フクシメディカル 代表取締役 吉田 徹	平成26年 9月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月12日から同年10月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年 9月12日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 伊王野白河線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
238	前	那須郡那須町大字箕沢字打尾木1085から 那須郡那須町大字大畑字石平372-1まで	4.8～6.0	430.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	那須郡那須町大字箕沢字打尾木1085から 那須郡那須町大字大畑字石平372-1まで	11.0～19.5	430.0	
	後B	那須郡那須町大字箕沢字打尾木1111-1から 那須郡那須町大字大畑字石平596まで	6.5～12.7	140.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 鹿沼環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
268	前	鹿沼市千渡2023から 鹿沼市千渡744-1まで	8.5～13.5	1,238.0	
	後	鹿沼市千渡2023から 鹿沼市千渡744-1まで	13.8～33.2	1,238.0	

栃木県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月12日から同年10月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
240	一 般 県 道 石 裂 上 日 向 線	鹿沼市上久我381-1から 鹿沼市上久我354-1まで	平成26年9月12日

(道路保全課)

公 告

○平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成26年9月12日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験日時
平成26年11月14日（金）
午前10時から正午まで（120分）
- 2 試験場所
栃木県庁本館6階大会議室1
宇都宮市埴田1丁目1番20号
- 3 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験手続
(1) 受験願書及び添付書類
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）
(2) 願書受付期間
平成26年10月14日（火）から同月24日（金）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。
(3) 受験手数料
栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）
(4) 受験資格
特になし
(5) 願書提出先及び問合せ先
栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当（本館6階）
〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 ☎028(623)3197
(6) 合格者の発表
ア 合格発表日時
平成26年11月25日（火）午前10時
イ 合格発表場所
県庁屋外掲示場に掲示する。
ウ 合格証の交付
合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。
(7) その他
受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付ける。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記の上、氏名及び住所を明記した82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

（工業振興課）

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき宇都宮都市計画公園の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市都市整備部都市計画課において平成26年9月12日から同月26日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成26年9月12日

栃木県知事 福田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成26年10月10日（金）午後7時から

(2) 場所

宇都宮市江曾島2丁目4-23

宇都宮市南市民活動センター第1集会室

2 都市計画の構想

種 別	名 称		位 置	面 積
	番 号	公 園 名		
運動公園	6・6・001	栃木県総合運動公園	宇都宮市西川田2丁目、西川田4丁目、西川田6丁目、西川田7丁目、緑5丁目及び今宮4丁目	約71.1ha

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課（電話028-626-3146）に問い合わせること。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 9月12日

栃木県知事 福田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3481番1の一部、3481番2の一部、3481番3の一部、3483番の一部、3484番、3485番の一部、3491番1の一部 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3481番2地先	石川県白山市水澄町375番地	株式会社アクトリー
下都賀郡壬生町大字国谷字明城2323番6、2323番8、2324番3	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美177番5、177番6	下都賀郡壬生町大字壬生丁177番地5 下野市駅東五丁目2番23号クレストシェルB205	高 久 澄 高 久 理

(都市計画課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条の規定に基づき、第220回宇都宮市街地開発組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月12日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福 田 富 一

- 1 日時 平成26年9月22日（月）午後4時
- 2 場所 宇都宮市昭和1丁目1番38号
栃木県公館 中会議室

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2581号	449	下から16	481-185・481-186（以上2筆国有林）、481-67（次の図に示す部分に限る。）	481-67（次の図に示す部分に限る。）、481-185、481-186